

## 潮風の丘とまり内飲食施設出店者募集要項

### 1. 施設概要

- (1) 施設名 湯梨浜町とまり海鮮バーベキューハウス
- (2) 所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊 1350 番地（「潮風の丘とまり」内）
- (3) 建物概要 木造平屋建て 延べ面積 95.08 m<sup>2</sup> / 建築面積 98.96 m<sup>2</sup>
- (4) 営業形態 飲食施設  
※提供する飲食サービスはバーベキューに限定するものではなく、運営者の希望に応じて幅広く認めることとする。
- (5) その他 施設及び周辺の利用条件、既存設備の状態等については、現地調査により確認すること。

### 2. 契約方法

行政財産の使用許可とする。

### 3. 使用許可期間

利用開始日から1年とし、以後、双方に異議がない場合は、関係法令等に基づき更新することができる。

### 4. 募集条件

- (1) 個人又は法人等の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 食品衛生責任者その他運営に必要な資格者を確保し、営業に必要な許認可、届出等を適切に行うこと。
- (4) 本町の施設を利用して行う事業であることを踏まえ、良質な飲食サービスを適正な価格で提供し、食品衛生及び利用者の安全確保に努めること。
- (5) 「潮風の丘とまり」全体の魅力向上及びにぎわい創出に資する運営に努めること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員でないこと。
- (7) 継続的かつ安定的に施設を運営できる経営基盤及び実施体制を有すること。

### 5. 経費負担

- (1) 使用料 月額 15,720 円  
(湯梨浜町とまり海鮮バーベキューハウスの設置及び管理に関する条例第8条)
- (2) 電気、ガス、水道、下水道、電話及びインターネット等の使用料
- (3) ごみ処理、汚物及び塵芥の処理に要する費用
- (4) 営業に必要な各種許認可、検査、保険等に要する費用
- (5) 給水栓、照明その他施設の構造上重要でない部分の修理に要する費用
- (6) 設備、備品等を新たに設置又は更新する場合における設置、維持補修及び撤去に要する費用（事前に書面により本町の承認が必要）
- (7) 施設内の改修、模様替え等、原形を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により本町の承認が必要）
- (8) その他事業の運営上、利用者が当然に負担しなければならない費用

## 6. 利用条件

### (1) 設備、備品等

運営に必要な設備類は、原則として利用者の負担とする。既存のバーベキューコンロ等は現状有姿での引渡しを基本とし、使用の可否、修繕等の取扱いについては本町と協議すること。

### (2) 食品衛生・安全管理

食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒、異物混入、火傷等の事故防止に必要な管理体制を整備すること。

### (3) 防火管理

火気を使用する施設であることを踏まえ、防火管理を徹底し、必要に応じて火元責任者等を配置すること。

### (4) 禁煙

施設内は終日全面禁煙とする。

### (5) 営業に伴う関係法令上の手続き

関係法令上必要となる諸官庁への申請、届出等については、すべて利用者の責任と負担で行うこと。

### (6) 施設内の清掃等

施設に係る清掃は利用者自らが行き、施設内及び周辺を常に清潔に保つこと。

### (7) 営業日・営業時間

応募者の提案を基本とするが、観光客及び公園利用者の利便性に配慮し、継続的かつ安定した営業に努めること。季節休業その他長期の休業を行う場合は、事前に本町と協議すること。

### (8) 地域・公園との連携

「潮風の丘とまり」の管理運営者と連携し、公園全体の魅力向上、イベント等への協力に努めること。

### (9) その他

使用に際し疑義が生じた事項については、本町と利用者が協議するものとする。

## 7. 利用上の制限

(1) 利用物件は、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。

(2) 利用物件の使用許可に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は名義貸しをしてはならない。事業運営の一部を第三者に委託する場合は、事前に本町の承認を得ること。

## 8. 使用許可の取消し等

本町は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。この場合、当該取消し又は変更によって生じた損失の補償を本町に請求することはできない。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) 利用者が不正若しくは不信用の行為をしたとき。

(3) 本町に納入すべき使用料の支払いが3箇月以上延滞となったとき。

(4) その他、本町が施設の管理運営上必要と認めたとき。

## 9. 原状回復

使用許可を取り消したとき又は使用許可期間が満了したときは、利用者の負担において町長が指定する日までに利用物件を原状に回復して返還すること。ただし、町長がその必要がないと認めた場合はこの限りではない。なお、利用者が原状回復の義務を履行しないときは、利用者の負担において本町が行う。

## 10. 損害の賠償義務

利用者は、その責めに帰すべき理由により、利用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による利用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、利用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

また、利用者は、使用許可の条件に定める義務を履行しないために本町に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

## 11. 有益費等の請求権の放棄

利用者は、利用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を本町へ請求しないものとする。

## 12. スケジュール

公募から候補者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

| 内 容                         | 期 間 等                               |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ① 公募内容の公表（町ホームページ）          | 令和8年 9月18日（金）                       |
| ② 質問の受付                     | 令和8年 9月18日（金）～ 10月5日（月）<br>17時00分まで |
| ③ 質問の回答                     | 令和8年10月 9日（金）までに個別に回答               |
| ④ 現地調査（希望制）                 | 希望に応じて随時（応募受付期間内）                   |
| ⑤ 応募受付                      | 令和8年 9月18日（金）～10月19日（月）             |
| ⑥ 書類審査結果及びプレゼンテーション<br>集合通知 | 令和8年10月20日（火）                       |
| ⑦ プレゼンテーションの実施              | 令和8年10月23日（金）13時30分～                |
| ⑧ 運営事業者の決定・通知               | 令和8年10月26日（月）（予定）                   |

### ① 公募内容の公表

公募開始 令和8年 9月18日（金）～

### ② 質問の受付

- （1）受付期間 令和8年 9月18日（金）～ 10月5日（月）17時00分まで（必着）
- （2）提出書類 質問書（湯梨浜町ホームページから様式をダウンロードすること。）
- （3）提出方法 郵送、メール又は持参

なお、提出されたすべての書類は、審査結果に関わらず返還しない。また、応募に要する費用は応募者の負担とする。

### ③ 質問の回答

- （1）回答期限 令和8年10月 9日（金）まで
- （2）回答方法 個別回答

### ④ 現地調査（希望制）

現地調査を希望する場合は、湯梨浜町役場 産業振興課 観光商工室（電話：0858-35-5382、e-mail：ysangyo@yurihama.jp）まで連絡すること。

## ⑤ 応募申込書及び企画提案書の提出

### 【１】応募申込書

提出書類 各１部

1. 潮風の丘とまり内飲食施設出店者選考審査会申込書（別紙様式）
2. 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行日から３箇月以内のもの）  
※個人事業主の場合は住民票
3. 印鑑登録証明書（発行日から３箇月以内のもの）
4. 納税証明書又は完納証明書等、未納がないことを証明するもの（発行日から３箇月以内のもの）
  - ・ 国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税
  - ・ 支店等が応募する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税
5. 定款（最新のもの。法人のみ）
6. 決算書（最新のもの。個人事業主の場合は直近の確定申告書の写し等）
7. 営業に関する資格、免許証等の写し（提案する事業の実施や商品の販売等に必要な資格、免許等）
8. 企業概要及び事業概要の分かるもの（法人のみ。会社パンフレット等）

### 【２】企画提案書

- (1) 提出部数 ７部
- (2) 様 式 任意様式（Ａ４判）
- (3) 記載事項
  - ①表紙を「潮風の丘とまり内飲食施設出店者募集に係る企画提案書」とすること。
  - ②「14. 企画提案及び配点」に基づき項目を立て、具体的で簡潔な表現を用いること。
  - ③写真、図、グラフなどを活用し、分かりやすい資料となるよう工夫すること。

### 【３】応募受付期間及び提出期限

応募受付期間は、令和８年 ９月 18 日（金）～10 月 19 日（月）まで

### 【４】提出方法

郵送又は持参とする。なお、提出されたすべての書類は、審査結果に関わらず返還しない。また、応募に要する費用は応募者の負担とする。

### 【５】提出先

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1  
湯梨浜町役場 産業振興課 観光商工室 宛て

## ⑥ 書類審査結果及びプレゼンテーション集合通知

通知日 令和８年 10 月 20 日（火）

## ⑦ プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和８年 10 月 23 日（金）13 時 30 分～
- (2) 場所 湯梨浜町役場講堂
- (3) 注意事項
  - ・ 原則、参加申込順に実施する。開始時間は個別に連絡する。
  - ・ プレゼンテーションに参加する人数は３名までとする。
  - ・ １事業者あたり 30 分以内とする（準備・説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内）。
  - ・ 説明は提出済みの企画提案書に基づいて行い、追加資料の提出は認めない。
  - ・ ＰＣ等の必要機器は応募者が用意する。ただし、モニターは本町で用意する。
  - ・ 他の応募者のプレゼンテーションは傍聴できない。

- ・時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ・進行は本町職員が行い、説明者はその指示に従うものとする。

## ⑧ 運営事業者の決定・通知

通知日 令和8年10月26日（月）（予定）

審査結果について応募者全員に文書で通知する。また、決定事業者は湯梨浜町ホームページで公表する。なお、審査の経過及び内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 13. 選考方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、次項の評価項目に基づく総合評価により、運営事業者の候補者を選定する。応募者が1者の場合も審査を実施する。

応募資格を満たさない場合、提出書類に重大な不備がある場合、又は募集要項に定める条件に適合しない提案である場合は、審査の対象外とすることがある。

## 14. 企画提案及び配点

| 提案項目         | 審査区分                  | 審査内容                                                                   | 配点 |
|--------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 運営体制      | (1) 運営方法・実施体制         | <p>■運営主体、責任者、運営方法を具体的に示してください。</p> <p>■資金、人材、ノウハウ等の支援体制を示してください。</p>   | 10 |
|              | (2) 食品衛生・品質・安全管理      | <p>■食品衛生、品質管理、火気管理、事故防止の体制を示してください。</p> <p>■事故発生時の対応策を示してください。</p>     | 10 |
|              | (3) 従業員の配置計画、教育・訓練等   | <p>■従業員の配置計画、繁忙期への対応、教育・訓練等を示してください。</p>                               | 10 |
|              | (4) クレーム・要望等への対応      | <p>■利用者からのクレーム・要望への対応方法、改善の仕組みを示してください。</p>                            | 10 |
| 2. サービス・事業内容 | (1) メニュー・サービス内容       | <p>■提供するメニュー、価格帯、サービス内容を示してください。</p> <p>■利用者満足度を高める工夫を説明してください。</p>    | 20 |
|              | (2) 店舗レイアウト・誘客・公園との連携 | <p>■施設レイアウト、外観・雰囲気づくりを示してください。</p> <p>■集客、情報発信、イベント連携等の取組を示してください。</p> | 20 |
| 3. その他       | (1) 事業継続性・収支計画        | <p>■初期投資、売上見込み、経費、収支等を示し、継続的に運営できる計画であることを説明してください。</p>                | 10 |
|              | (2) 災害・緊急時の対応         | <p>■大規模災害が発生した場合、町への支援体制を示してください。</p>                                  | 10 |

| 提案項目 | 審査区分               | 審査内容                                                                                                                                            | 配点  |
|------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | (3) その他のアピール<br>事項 | <p>■早期開業、キャッシュレス対応、多言語対応、地域貢献等、優位性や特徴のある事項を説明してください。</p> <p>【例】<br/>湯梨浜町の食材等を使用したオリジナル商品の販売、早期のオープンが可能、本町が公費で取扱品を購入する場合に請求書発行による後払い処理が可能 など</p> | 30  |
| 計    |                    |                                                                                                                                                 | 130 |

## 15. お問い合わせ先

湯梨浜町役場 産業振興課 観光商工室

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

電話：(0858) 35-5382 e-mail：ysangyo@yurihama.jp